最終更新日：2017年11月28日

株式会社ウエストホールディングス

代表取締役会長　吉川　隆
問合せ先：取締役 椎葉　栄次
証券コード：1407
http://www.west-gr.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は事業運営に当たって、コーポレート・ガバナンスの充実を企業の社会的責任として自覚するとともに、社会的価値を高めることを経営の最重要課題のひとつとして認識しております。コーポレート・ガバナンスの充実を図ることによってリスク管理を徹底し、企業価値を向上していくことが、株主の皆様をはじめとする当社のステークホルダーに対する責務であるとの考えに基づき、経営の透明性・健全性の確保、コンプライアンスの遵守に取り組んでおります。
また、当社は、平成18年３月以降株式移転により持株会社となりました。これは、事業子会社の取締役に業務執行権限を付与し、執行責任を明確にするとともに、当社取締役は各子会社の執行状況を監督統制する仕組みを具体的に実現したものであり、コーポレート・ガバナンスの実効性を組織面から担保するものであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
吉川　隆	11,263,600	41.35
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUXEMBOURG FUNDS／UCITS ASSETS	1,210,000	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	657,500	2.41
株式会社ヤマダ電機	601,200	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	258,600	0.94
ウエストホールディングス社員持株会	252,300	0.92
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR GIVI JAPAN EQUITY PORTFOLIO A SERIES TRUST OF GLO 620555	205,300	0.75
吉川　恵子	202,000	0.74
第一生命保険株式会社	180,000	0.66
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	159,100	0.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記のほか当社所有の自己株式1,939,936株(7.12%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておりませんので該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島　一雄	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島　一雄		―――	税理士としての専門的な知識・経験等を活かし、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人との定期的な会合を実施し、会社の運営に関する意見の交換を行い、意志の疎通を図っております。
また、内部監査部門による当社及び子会社の監査結果については、監査室より定期的に報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若佐　武司	他の会社の出身者													
渡部　邦昭	弁護士													
高橋　健	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若佐　武司		―――	若佐武司氏は、金融機関での豊富な経験と識見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、選任しております。
渡部　邦昭	○	―――	渡部邦昭氏は、弁護士としての専門的見地からの当社の経営上有用な指摘、意見を監査に活かしていただくことが当社に必要であると判断し、選任しております。。また、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
高橋　健		―――	高橋健氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い識見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内で役員賞与を支給することとする業績連動型報酬制度の導入しています。
目標とする経常利益への達成度や担当職務における業務執行状況の評価結果などにより業績連動型報酬としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者のについては、個別の報酬を開示しており、その報酬は以下のとおりです。
吉川　隆　113,000千円（内訳　株式会社ウエストホールディングス　基本報酬96,000千円、賞与17,000千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際して、資料の事前配布、必要な案件については事前に説明を行うなど情報の提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。
平成29年11月22日現在、当社の取締役会は、代表取締役2名、取締役6名（うち社外取締役1名）の計8名で構成されております。
毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ適切な意思決定を行っております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。
監査役は取締役会等重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、重要文書の閲覧等を通じて、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況について監査を実施しており、会計監査人や内部監査部門とも連携を図る体制を整えております。

内部監査は、内部統制が組織内の隅々まで行き届いているかをチェックするために、代表取締役直轄の組織である監査室が監査計画に従って、内部監査を実施し、内部統制の強化に取り組んでおります。また、監査役へ定期的に監査結果を報告しております。

監査役は取締役会等重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、重要文書の閲覧等を通じて、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況について監査を実施しております。
さらに、監査役は会計監査人から監査結果の報告を受け、意見交換を行い、監査機能の強化を図っております。

当社の役員の報酬等の額については、株主総会の決議により報酬等の限度額を決定しています。
各取締役の報酬等の額は、会社業績並びに職務の重要性等を勘案した上で取締役会の決議により決定しています。
各監査役の報酬等の額は、監査役の協議により決定しています。
なお、取締役の報酬限度額は平成25年11月26日開催の定時株主総会において、
年額700百万円以内（取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）、
監査役の報酬限度額は平成19年11月29日開催の定時株主総会において、年額80百万円以内と決議されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法における会計監査人設置会社および監査役会設置会社であります。
現在の体制を選択している理由は、取締役会により適確な意思決定・業務遂行を行いつつ、社外監査役3名を含む監査役会による経営監視体制が、経営の透明性および健全性の強化を図るために有効に機能していると判断したためであります。
また、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催しておりませんが、必要に応じて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに適時開示情報、決算情報などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	独立した部署はございませんが、特定の担当者が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会、プレスリリース、ホームページ等を通じて、適宜情報発信しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   当社は会社理念に基づいた内部統制システムの構築とグループ子会社を含めた全体の法令及び定款遵守に対する体制の確立に努めます。
   当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）は取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務遂行を監督することで、当社グループの取締役が法令・定款に違反する行為を未然に防止します。
   当社グループ取締役が他の当社グループ取締役の法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに当社監査役及び取締役会に報告するとともに、是正を図ります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   当社グループの使用人は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理します。
   上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認める時は、いつでも閲覧できるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   リスク管理規程等に基づき、事業活動に影響を及ぼす恐れのあるリスクの未然防止に努めるとともに、継続的なモニタリングの実施により管理を行います。
   当社代表取締役に直属する内部監査部門は、当社グループにおけるリスク管理体制を監査し、当社代表取締役及び常勤監査役に報告します。また適宜当社取締役会及び監査役会に報告します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   取締役会を原則月１回開催し、重要事項の意思決定を行います。また、必要に応じて適宜開催するものとします。
   適正かつ効率的な職務執行が行われる体制をとるため、グループ子会社の親会社である当社は、当社グループにおける職務権限規程等の意思決定に関する規程を整備することにより、子会社取締役に付与された業務執行権限の明確化を図ります。
5. 当社グループ使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   法令、定款及び社内規則等を遵守した行動をとるため、繰り返し社内啓蒙を実施します。
   また、これらに違反する行為などが行われていることを知り得た場合、公益通報として通報相談を受け付ける社内通報窓口を設けます。
   業務執行部門から独立した内部監査部門は当社グループの内部監査を定期的に実施します。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
   当社は持株会社として、当社グループの経営方針及び業務の適正を確保する体制に関する基本方針の周知徹底を図ります。
   内部監査部門は、当社グループの業務遂行状況等を監査します。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
   当社監査役が使用人を求めた場合は速やかに設置します。当該使用人の指揮命令権は監査役にあり、取締役からは、指揮命令を受けない独立性を確保します。
   当該使用人の任命、人事異動等の人事権に関する事項の決定においては当社常勤監査役の同意を必要とします。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
   当社グループの取締役及び使用人は、法令が定める事項のほか、会社が定めた事項を監査役の求めに応じて報告します。
   法令違反等の不正行為、コンプライアンス違反の事実を発見したときは、当社監査役に報告するものとします。
   監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとします。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
   当社監査役会は代表取締役、会計監査人、主要子会社を含めた監査役、内部監査部門との定期的な会合を実施し、会社の運営に関する意見の交換を行い、意思の疎通を図ります。
   当社グループ監査役の職務執行に関して発生する費用等については、各監査役の請求に基づき速やかにこれを支払うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による被害を防止するための体制
反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る体制を整えます。
また、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【 参考資料１ ： コーポレート・ガバナンス体制模式図 】

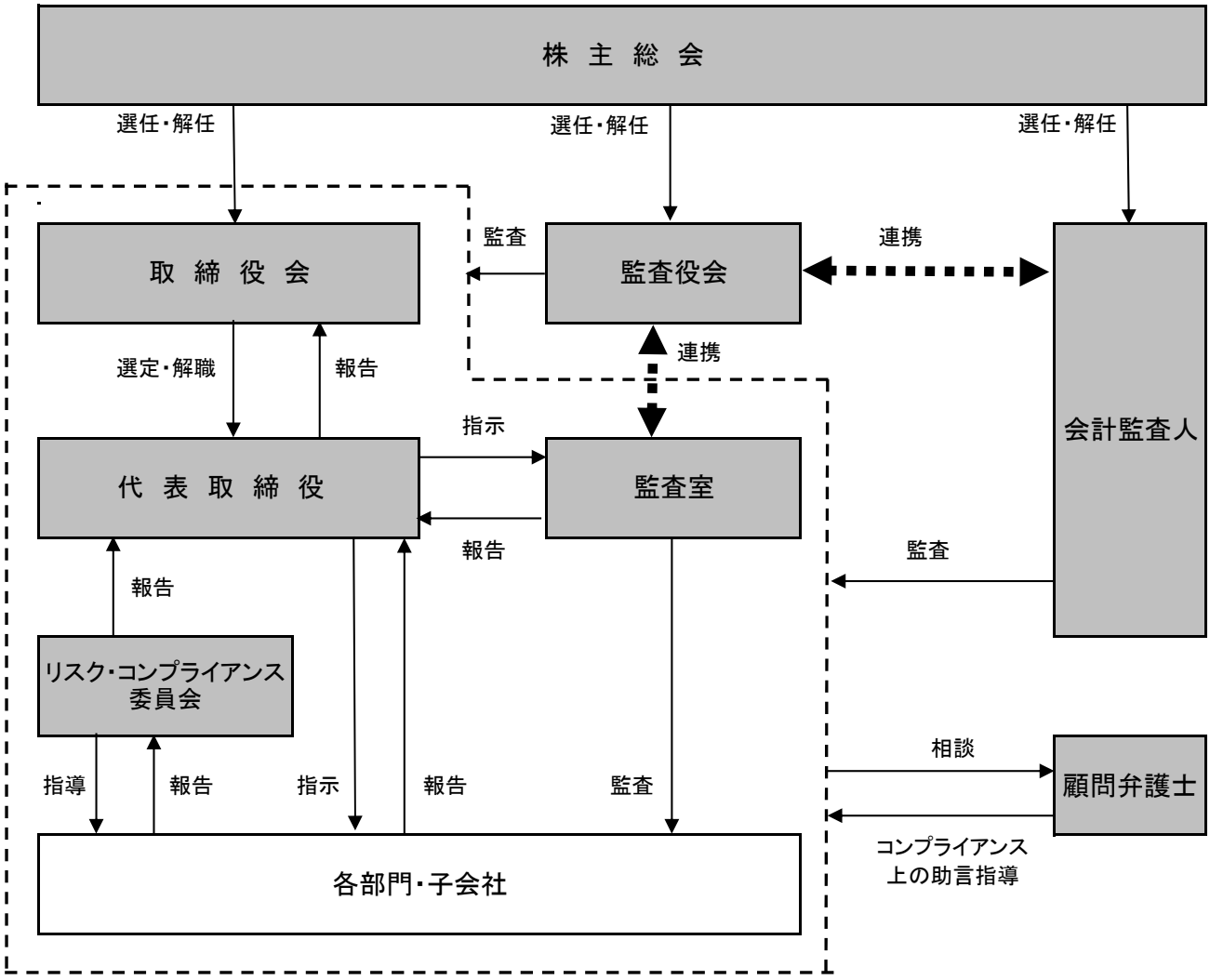

【 参考資料２ ： 適時開示体制模式図 】

